

時効 宅建 S63-03-2 《#770》

【問】 正誤をつけよ。

時効が完成したときは、その効力は、起算日に遡る。

【答え】 正しい

《ポイント》 時効の効力 【★入門】

時効の効力は、その起算日にさかのぼる。（民法 144 条）

※ 遡及効

消滅時効

- ・起算点から権利を有していなかったことになる。
- ・債務を負っていた場合、起算日以後の利息・遅延損害金を支払う必要はなくなる。

取得時効

- ・起算点から権利を有していたことになる。（原始取得）
- ・地代相当額を前所有者に返還する必要はない。